

諮問番号：平成28年度諮問第1号

答申番号：平成28年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち「処分庁広島市A福祉事務所長（以下「A福祉事務所長」という。）が行った平成27年度利用者負担額（保育料）の変更（以下「本件処分1」という。）に係るものは却下する、処分庁広島市A区長が行った利用者負担額（保育料）の納付書の交付（以下「本件処分2」という。）に係るものは棄却する」という審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 本件処分1について

- (1) 審査請求人は、平成28年3月1日に配達された郵便物を開封することなく受取拒絶をしたため、当該郵便物の内容が本件処分1に係る変更通知書（以下「本件変更通知書」という。）であることは知ることができなかった。そのため、本件処分1がその配達日に効力が生じたとはいえない。また、審査請求人は、実際に受け取った本件変更通知書において、審査請求期間が3か月である旨の教示を受けており、その期間内に審査請求をしている。
- (2) 本件処分1は、A福祉事務所長の算定誤りがそもそもの原因であるにもかかわらず、審査請求人に対し、遡及して増額変更分の負担額の支払義務を課すものであるため、納得できない。
- (3) 審査請求人が、本件変更通知書と同内容の平成27年7月30日付け平成27年度利用者負担額（保育料）変更通知書（以下「平成27年7月30日付け変更通知書」という。）による処分について審査請求をしたところ、平成28年2月10日付けで「処分取消し」の裁決がなされた。それにもかかわらず、A福祉事務所長が、改めて同一内容の処分を行ったことに納得できない。
- (4) 本件変更通知書における変更理由の記載において、審査請求人の夫の氏名の漢字表記が誤っているため、審査請求人は、本件変更通知書の効力を認めない。

2 本件処分2について

総額で9万3000円にも上る支払額についての納付期限が、全て本件各納付書が渡された平成28年5月20日の僅か11日後の同月31日に設定されたことに納得できない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分1についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行政不服審査法」という。）の規定により審査庁において審理されるべきものであり、本件処分2についての審査請求は、

理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分1について

行政不服審査法附則第3条は、同法の施行前にされた行政庁の処分に係る不服申立てについては、なお従前の例によると定め、旧行政不服審査法の規定によることとしている。また、行政庁の処分は、相手方に到達した時、すなわち処分を相手方が現実に了知し、又は了知し得べき状態に置かれた時に効力が発するとされている（最判昭和29年8月24日刑集8巻8号1372頁参照）。

本件の場合、本件変更通知書が、平成28年3月1日に特定記録郵便により審査請求人宛てに配達されたことから、同日には、審査請求人が了知し得べき状況に置かれたものといえる。この点について審査請求人は、本件変更通知書の封入された封筒を開封することなく受取拒絶したことを理由に、その時点では、本件処分1がされたことを知らなかった旨主張するが、受取拒絶をしたこと自体、本件変更通知書が審査請求人の支配領域内に置かれていたことを表すものといえる。

よって、本件処分1は行政不服審査法の施行（平成28年4月1日）前にされた行政庁の処分であると認められるため、それについての審査請求は、旧行政不服審査法の規定により、審査庁において審理されるべきものである。

(2) 本件処分2について

ア 本件処分2についての審査請求における審理の対象について

本件処分1及び本件処分2については、いずれも、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第6条第4項の規定に基づいて保育料を保護者から徴収するために審査請求人に対して行われたもの、つまり相結合して一つの効果の実現を目指し、これを完成するものである。そのため、本件処分2についての審査請求を審理する際は、必要な範囲内で本件処分1の違法・不当性についても審理の対象とする。

イ 本件処分1について

(イ) 変更後の保育料の額について

変更後の保育料の額については、法附則第6条第4項の規定に基づき広島市が定めた子ども・子育て支援法施行細則（平成27年広島市規則第1号。以下「規則」という。）附則第2項による規則別表第3に、本件子どもの母親（審査請求人）及び父親（審査請求人の夫）の前年度（平成26年度）市民税の所得割額を合算した額を当てはめて算定された額、月額2万8500円と同額であり、適正であると認められる。

(イ) 保育料の額を遡及して変更することについて

保育料は、子どもが保育を受けることに対応して、それぞれの家計に与える影響を考慮するなどして定められた額をその保護者等に負担させるものであるため、それを適正な額に変更したからといって、保護者等に新たに不利益が生じるものではない。その一方で、適正な額に変更することにより、保育料を負担する保護者等の間の公平が確保され、実際に適正な額の保育料を納入した他の多くの保護者等からの信頼の確保に資するものである。

したがって、本件処分1により保育料の額の変更を遡及して行ったことが、違法又

は不当となるものではない。

(ウ) 裁決による取消し後に同一内容の処分を行うことについて

当該裁決は、平成27年7月30日付け変更通知書に変更理由が記載されていないことが行政手続法(平成5年法律第88号)第14条第3項に違反することを理由に、その変更通知書による保育料の変更処分を取り消したものであることから、変更理由を記載した書面を付した通知書により改めて同一内容の処分を行うこと自体、当該裁決の趣旨に反するものではない。

そして、本件変更通知書には、変更理由を記載した書面が別紙として添付されていることが認められる。

したがって、A福祉事務所長が平成27年7月30日付け変更通知書による処分の取消し後に本件変更通知書による本件処分1を行ったことが、違法又は不当となるものではない。

(エ) 本件変更通知書の別紙に記載された変更理由に誤記があることについて

行政手続法第14条が不利益処分をする場合に理由を提示することを規定しているのは、なぜ処分を受けたのかを被処分者(本件では審査請求人)が理解できるようにするためである。A福祉事務所長が本件変更通知書の別紙において提示した理由は、本来、子どもの保護者である父親及び母親の市民税所得割額を合算すべきであるにもかかわらず、変更前は父親の市民税所得割額を合算していなかったため、これを合算するというものである。この変更理由は、父親の氏名の漢字表記が誤っていたとしても、その内容を理解することができる内容である。

したがって、審査請求人の夫の氏名の漢字表記の誤りにより本件変更通知書の効力が否定されるものではない。

なお、この変更理由には、本件子どもに係る保育料の額の算定の根拠を規則附則第2項ではなく、規則第3条第1項第3号と記載したという誤りがある。ただ、いずれの規定によっても、保育料の額は、規則別表第3の規定により市民税所得割額を合算した上で算定することになるため、結果として、審査請求人に変更理由の理解を誤らせるものとはなっていない。この記載誤りにより本件変更通知書の効力が否定されるものではない。

(3) 本件処分2について

保育料の額の変更を行う際に納付期限をいつに設定すべきかについては、処分庁の判断を拘束するような法令等の規定は存在しない。

事務手続上も、広島市会計規則(昭和43年広島市規則第23号)第16条第1項の規定に従い、納付期限(平成28年5月31日)の10日以上前である同月20日に通知したということである。一方で、同年2月19日に広島市A区役所保健福祉課(以下「保健福祉課」という。)の職員が審査請求人の夫に電話で説明していること等からすると、審査請求人としても変更分の保育料の納付を求められることが予期できないわけではなかったといえる。

したがって、本件各納付書における納付期限の設定等が違法又は不当であるとはいえない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

1 本件処分1について

本件処分1についての審査請求は、審理員意見書のとおり、旧行政不服審査法の規定により、審査庁において審理されるべきものであると認める。

審査請求人は、本件変更通知書の封入された封筒を開封することなく受取拒絶したことを理由に、その配達日の平成28年3月1日時点では、本件処分1がされたことを知らなかった旨主張する。しかし、書類の受取拒絶の場合は、現実の了知がなかったからといって一律に「処分があったことを知った」とはいえないと解するべきではなく、相手方による処分内容の認識可能性の程度及び受取拒絶の理由・態様を総合して、書類が交付されたことと同等と評価すべき特段の事情が肯定できる場合には、相手方が受取拒絶した場合であっても、書類の配達があり、同人がそれを現実に了知したと評価すべきことになる（東京高判平成15年6月11日税務訴訟資料253号9362順号参照）。本件処分1については、当該処分の内容について保健福祉課の職員から審査請求人の夫に複数回説明をしていること、簡易書留郵便により送付された本件変更通知書の封入された封筒が、受取人不在に伴う〇〇郵便局での保管期間の経過により返戻された後、改めて特定記録郵便により配達された当該封筒を審査請求人が受取拒絶したこと、これらの状況から、審査請求人はその夫を通じて当該封筒に封入されていた書面（本件変更通知書）の内容を知り、その上で受領を拒否したものと認められるため、平成28年3月1日の時点で、審査請求人が本件処分1があったことを現実に了知したと評価することができる。

よって、本件処分1についての審査請求は、当該審査請求が提起された同年6月10日時点において、旧行政不服審査法第14条第1項の規定による処分があったことを知った日の翌日から起算して60日の審査請求期間を経過していると認められるため、これを却下する。

2 本件処分2について

本件処分2についての審査請求は、審理員意見書のとおりこれを棄却する。

第5 調査審議の経過

平成28年11月22日	審査庁から諮問書を受領
平成28年12月6日	第1回合議体会議 調査審議
平成28年12月7日	審査庁への調査依頼
平成28年12月27日	第2回合議体会議 調査審議
平成29年1月16日	第3回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分1について

一般に、行政処分の効力は、被処分者が了知し得べきときに発生すると解されているところ、本件変更通知書は平成28年3月1日に特定記録郵便により配達されていることから、同日には審査請求人が了知し得べき状況に置かれたものと認められる。よって、本件処分1の効力は同日に発生しているため旧行政不服審査法が適用されるとした審査庁の判断は妥当である。

なお、本件処分1についての審査請求は、旧行政不服審査法に定める審査請求期間経過後

にされたものであるという理由で、旧行政不服審査法第40条第1項の規定によりこれを却下するという審査庁の判断は妥当である。

2 本件処分2について

(1) 本件処分2の納付期限の設定について

本件処分2の納付期限をいつ設定すべきかについては、処分庁の判断を拘束するような法令等の規定はないことのほか、本件は、社会通念上、違法又は不当といえる程の期限の設定をしたとまでは認められない。また、納付書にも納付方法は相談に応ずる旨の記載があること等から、本件処分2の納付期限の設定が違法又は不当であるとはいえないとした審査庁の判断は妥当である。

(2) その他の違法・不当事由について

一般に、先行する処分に違法・不当性がある場合に、後行する処分に当該違法性等が承継される場合があるため、本件においてもその承継があり得るものとして、念のため、本件処分1の違法性等について判断する。

本件処分1について、保育料の額を遡及して変更していること、裁決による取消し後に同一内容の処分を行っていること及び本件変更通知書の別紙に記載された変更理由に審査請求人の夫の名の誤記があることについては、違法・不当となるものではないという審査庁の判断は妥当である。

また、平成28年5月20日に再交付した本件変更通知書に審査請求期間を行政不服審査法に定める3か月以内と教示していたことについては不適切であったが、本件処分1の効力が平成28年3月1日に発生し、かつ、審査請求人が同日これを了知していると同等に評価できる以上、当該教示によって旧行政不服審査法による審査請求期間が変更されるものではない。

なお、審理員意見書にあるとおり、本件変更通知書の別紙に記載された変更理由に根拠規定の記載誤りがあり、このこと自体甚だ不適当なことであるが、平成27年度当初に行った平成27年度利用者負担額（保育料）の決定通知及び4月分納入通知書の送付の際には、適切な根拠規定（額の算定表及び法附則第6条等）を付記して審査請求人に通知している旨を審査庁から確認しており、このことも考慮すれば、理由の提示の趣旨が損なわれているとまではいえず、本件処分1について、当該記載誤りにより本件処分の効力が否定されるものではないとした審査庁の判断は、結論において妥当と認められる。

3 付言

なお、本件審査請求に係る処分等において、前述のとおり通知書等に記載誤り等がみられたが、こうしたことは市民の信頼を損ねるものであり、十分注意されるよう望む。

広島市行政不服審査会合議体

委員(合議体長) 大久保 隆志、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実